

令和2年第11回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和2年11月26日(木)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、第2会議室
開 会	令和2年11月26日(木) 15時02分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 10人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	7番 山本 裕子
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	その他	認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について

<p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(1 5 : 0 2)</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和2年第11回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第11回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に10番の村瀬 和樹 委員と、11番の武田 住男 委員を指名する。</p> <p>傍聴の申出が1名あったので、委員に対して意見を求める。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>傍聴者の入室を許可する。</p> <p>(傍聴人入室)</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>33番から35番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>33番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、福友病院から北に約180メートルの位置に所在しており、現況は畑、田、宅地で、作付けはされておらず、面積は6筆合計で302.95㎡です。</p> <p>申請者は、昭和62年に会社設立し、平成5年より現在の北新町内に本店を構え、各種土木工事業等を営んでおります。</p> <p>平成5年に、本店を構えて以降、新社屋及び防災倉庫を建築する構想がありましたが実現に至っていませんでした。</p> <p>今回、本店の近隣で、昭和45年11月の市街化調整区域決定以前から継続して宅地になっている土地(既存宅地)を所有している所有者から所有権移転の内諾を得ることができたため、申請者が既に所有している土地と新たに取得する土地を利用し、新社屋及び防災倉庫を建築する予定です。</p> <p>しかし、既存宅地内の残余スペースで建物設置に伴う駐車場や備品置場を設ける計画をすると、各所に小さな農地が存することになり、効率的な土地利用が望めません。</p> <p>そのため、申請地をやむを得ず選定したものになります。</p> <p>排水については、一体利用地内に存する宅内最終枡に集水し、北側の道路側溝へ放流する他、申請地内の透水性舗装部分において自然浸透させる</p>
---	----------------------	--

ため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

続きまして、34番の案件について説明します。

申請地は、西部福祉課会館の南側の位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は3筆合計で2,922㎡です。

申請者は、平成10年に法人設立し、東海市にて貨物運送業を営んでいます。

県内3か所で営業所を開設しており、物流拠点として大型トラックを配置し、取引先の荷物の集荷配送を請け負っています。

現在、東郷町に大口取引先があり、荷物の集荷配送を請け負っていますが、このエリアには営業所がないため、ドライバーの多くが日進市内に居住しているにも関わらず、東海市の本社まで通勤し、トラックに乗り換えて荷物を配送し、本社に戻るといった配送手段をとっており、労力及び時間に無駄が生じています。

また、取引先の荷受けの業績が好調で配送料が増加していること、荷受けの時間が管理されているため余裕を持った運行時間を確保しなければならないこと等の事情を踏まえ、東郷町及び日進市で車両置場を設けるために土地選定を行いました。適地が見つからず申請地の土地所有者の承諾が得られたため、やむを得ず申請地を選定したのになります。

排水については、雨水は砕石敷で自然浸透するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

続きまして、35の案件について説明します。

申請地は、南小学校から東に約250メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は371㎡です。

申請者は現在、妻と子供3人の5人で知多郡南知多町に居住しています。

結婚を機にマイホームを建築する計画でしたが、諸般の都合で準備が間に合わず、借家に暮らすことになりました。

子供の成長につれ現在の住宅が手狭になり、将来の家族計画を踏まえて自宅の新築を検討していました。

しかし、自己所有地はなく、本家にも建てられる土地がないため父に相談したところ、申請地を使用しても良いという同意を得ることができました。

土地は父が所有している土地から選定を行いました。駐車場や実家の敷地として利用しており、建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定したのになります。

排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側

<p>議長 事務局</p>	<p>の排水桝へ集水し、既設道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>33番から35番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号33番について、権利の種類は所有権の設定、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年2月1日から令和4年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号34番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は車両置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、水管、下水管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、3種農地であるため支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年1月31日から令和3年2月28日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p>
-------------------	--

<p>議長 委員</p> <p>事務局 委員</p> <p>事務局 委員</p> <p>事務局 議長</p> <p>事務局</p>	<p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続きまして、受付番号35番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分について、水管、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、3種農地であるため支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年1月4日から令和3年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>33番の案件について、申請地の合計6筆は同じ所有者から所有権移転の承諾を得ているのか。</p> <p>申請地の合計6筆はすべて同一の権利者から承諾を得ています。</p> <p>既存宅地はどこを指すのか。</p> <p>元々、所有者の居宅が建築されている土地が既存宅要件のある土地で、その土地の中に今回の申請地である農地が点在している状況です。</p> <p>申請者の本店は申請地に移転してくるのか。</p> <p>本店は、申請地の北側の隣接する土地にあります。</p> <p>34番の案件について、現況は田となっているが、現状の利用用途はどうなっているのか。</p> <p>地目は田になっておりますが、現状は休耕状態になっており耕作はされていません。</p>
---	---

委員 事務局	申請地の北側及び東側も休耕状態になっているのか。 北側は、都市計画道路の計画線にあたっており、将来的に道路用地として利用される見込みのある土地で、市の所有地になっています。
委員 事務局	東側は、地目は田になっておりますが、休耕状態になっています。 東側は、耕作されているのではないか。 隣接している2筆の内、隣の1筆は休耕状態でさらに東側の1筆は耕作がされています。
委員 事務局	現行の土地は道路より低いのか。 田として利用されていた土地のため、道路より低くなっています。
委員 事務局	申請地は段を設けて利用するのか、平面で利用するのか。 平面で利用する計画です。
委員 事務局	排水はどのようにする計画か。 排水については、雨水は砕石敷で自然浸透します。 隣接との境界にコンクリートブロックを積み、雨水の流失を防ぐ計画です。
委員 事務局	申請地は休耕地ということだが、保全管理はされているのか。 草が生えている状況で、保全管理とは言い難い状況です。
委員 事務局	広い面積の農地だが、田として継続利用はできなかったのか。 所有者より継続利用の意向があった場合は、市として農地を維持するための手法の提案を行います。今回はやむを得ず、農地転用という方針に至りました。
委員 事務局	駐車台数を教えてほしい。 大型トラックを13台駐車する計画です。空きスペースに関しては、従業員の自家用車を駐車します。
委員 事務局	道路の幅員は何メートルあるか。 乗り入れ部分の道路の幅員は14メートルになっています。
議長	特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。 (挙手全員)
議長	議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
事務局	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)
	専決1号 3条届出 3件
	専決2号 4条届出 3件
	専決3号 5条届出 11件
	専決4号 18条届出 1件

議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長 事務局	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告)
議長	認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画書について 1件
議長	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長	議題が終了したため、傍聴人へ退室を指示する。 (傍聴人退出)
議長 事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)
議長 (15 : 40)	・ 次回の農業委員会 (令和2年12月25日(金)) 午後3時 本庁舎4階第1会議室 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日 議事録署名者 10番委員
議事録署名者 11番委員